

被爆者の介護保険利用時の公費負担等について

静岡県では、県内に居住する被爆者（被爆者健康手帳所持者）の方が介護保険法の下表のサービス・事業を利用した場合の自己負担分を助成しています。

被爆者の方が下表のサービス・事業を利用した場合、保険給付・事業支給費に係る自己負担分を公費請求することができます。公費請求に当たっては、該当者の被爆者健康手帳を御確認いただき、下表の備考欄について御留意ください。

下表の他、老人福祉法での養護老人ホーム等の費用負担額は、被爆者の方が県に申請することにより、その入所負担金の助成を受けることができます。

◎食費、居住費等の保険給付等対象外の費用は、利用者の自己負担です。

◎既に被爆者から利用料を徴収している場合などは、被爆者の方が県に申請すると、県から被爆者の方にお戻しすることができます。払い戻しの申請をする被爆者の方に、介護保険サービス・事業の内容を記載した書類（介護給付費明細書等）をお渡しください。

◎御不明な点は、静岡県健康福祉部疾病対策課（TEL054-221-3773）にお問い合わせください。

介護保険法での区分		備 考
福祉系サービス	訪問介護 【所得制限あり】※	◎取扱い 介護保険等利用被爆者助成事業 ◎公費負担者番号 8 1 2 2 6 0 1 8 *被爆者健康手帳に記載の 1 9 2 2 6 0 1 8を上記の 番号に読み替え ◎介護給付費請求先 静岡県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 静岡県から介護保険法に基づく 指定を受けた事業者
	介護予防訪問介護 【所得制限あり】※	
	通所介護	
	地域密着型通所介護	
	介護予防通所介護	
	短期入所生活介護	
	介護予防短期入所生活介護	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	認知症対応型通所介護	
	介護予防認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
介護福祉施設サービス		
総合事業	第1号訪問介護（A1・A2） 【所得制限あり】※	
	第1号通所介護（A5・A6）	
医療系サービス	訪問看護	◎取扱い 原爆医療費（一般疾病医療費） ◎公費負担者番号 1 9 2 2 6 0 1 8 ◎介護給付費請求先 静岡県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 被爆者一般疾病医療機関 *指定に関するお問合せは、 静岡県疾病対策課まで。 (TEL054-221-3773)
	介護予防訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	介護予防訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
	介護予防居宅療養管理指導	
	通所リハビリテーション	
	介護予防通所リハビリテーション	
	短期入所療養介護	
	介護予防短期入所療養介護	
	介護保健施設サービス	
	介護療養施設サービス	
介護医療院		

※低所得（生計中心者が所得税を課せられていない（生活保護を含む）世帯又は生計中心者が未婚のひとり親で所得税が課されないとみなされる世帯に属すること）の被爆者の方が対象です。低所得者であることを「訪問介護利用者負担減額認定証」（市町発行）又は「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証」（県発行）により確認してください。

また、訪問介護及び介護予防訪問介護に係る費用は、支給要件に該当する場合、介護手当てとして申請することができます。その際、申請書、診断書等の関係書類の提出が必要です。